

伊予市役所 ☎982-1111 (代)

中山地域事務所 ☎967-1111 (代) 双海地域事務所 ☎986-1111 (代)

平成18年度「伊予市金婚夫婦祝福式典」
参加を希望するご夫婦は申し込みを！

長寿介護課（内線555）

金婚夫婦を祝う式典を開催します。式典では記念撮影や祝辞状、およびおこぎの品々を贈呈して祝福いたします。参加を希望されるご夫婦は、次のとおりお申し込みください。

■式典日時 11月22日(水)、14時～

■いい夫婦の日

■式典場所 伊予市市民会館

■行事内容 記念撮影、夫婦で体験、舞踊、記念品贈呈、結婚当時の

懐かしい映画鑑賞、いい夫婦の秘訣発表など予定

■対象者 昭和31年1月1日～昭和31年12月31日に婚姻届を出している伊予市在住のご夫婦

■申し込み・問い合わせ

10月31日(火)までに直接本人か、代理の方が申請してください。申請用紙は、長寿介護課又は各地域事務所総合窓口課にあります。

住宅の耐震改修に伴い
固定資産税が減額されます

税務課（内線531）

昭和57年1月1日以前に建築された住宅に、現行の耐震基準を適合させるための改修工事を行った場合、一定期間税額が2分の1に減額されます。

■減額の要件

○住宅（専用住宅、貸家住宅、共同住宅、分譲マンションなど）
○一戸あたり工事費30万円以上
○一戸あたり120㎡相当分まで

■減額の期間

改修工事が完了した年の翌年度から
平成18年～21年の改修工事…3

■必要書類

○固定資産税減額申告書
○耐震基準に適合した工事であることの証明書
○耐震改修に要した費用を証する書類（領収書、30万円以上に限る）
○改修完了後、3か月以内に申請してください。

9月下旬から調査員がお伺いします。
事業所・企業統計調査にご協力を！

企画財務課（内線588）

10月1日現在で、平成18年事業所・企業統計調査が全国一斉に行われます。この調査は、商店、工場、営業所、事務所、学校、旅館、病院、寺院などすべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。

調査結果は、国や県、市などが、これからの行政を考える重要な基礎資料として活用します。

9月下旬から「調査員証」を携帯している調査員が、調査票の説明及び記入についてお伺いしますの

でご協力をお願いします。
なお、疑問や不明な点がありましたら、企画財務課までお問い合わせください。

※記入した調査票は、必ず「調査員証」を携帯している調査員にお渡しください。

※集められた調査票は、法律により統計の目的以外で使用することはありません。

2007年(平成19年)版
えひめ県民手帳
予約のご案内



※写真は
2006年版です

最新の統計情報をコンパクトに収納！

日記編・資料編・住所録3分冊のカバー差し込み式です。サイズは使いやすいタテ150mm×ヨコ80mm。あなたも1冊いかがですか！

■価 格 1冊500円
■発行予定 12月上旬～中旬
■申込締切日 10月13日(金)
■申し込み お住まいの地区の広報委員さん又は下記の窓口で申し込んでください。

■窓 口
本庁地区—企画財務課（内線588）
中山地区—中山地域事務所地域振興課（☎967-1111）
双海地区—双海地域事務所地域振興課（☎986-1113）

短期人間ドッグの助成を行います

保険年金課（内線545・547）

伊予市国民健康保険に加入している方を対象に、短期人間ドッグの費用を助成します。気になることがある方はもちろん、健康に自信のある方もぜひ受診してみてください。

■対象者

伊予市国民健康保険に加入している方で、次の要件のすべてに該当する方

- ① 加入期間が1年以上で、40歳以上、75歳未満の方（老人保健に該当していない方）
- ② 申請時に入院していない方
- ③ 国民健康保険税を完納している世帯の方

はり・きゅう施術の助成を行います

伊予市国民健康保険に加入している方を対象に、はり・きゅう施術の助成を行います。健康管理を目的とした保健事業です。市に登録している施術所で受けてください。

■助成を受けることができる施術所

藤岡針灸治療院、福岡治療院、久保治療院、松本総合治療院、高橋針灸治療院、吉田針灸治療院、利岡針灸治療院、とりの木鍼灸院、まこと

- ④ 今年度、この助成を受けていない方

■助成金額

検診にかかった費用の7割（26,600円を上限とする）

■申請の流れ

- ① 希望する医療機関等でドッグの予約をする
- ② 受診までに、市役所窓口でドッグ受診申込書に記入（印鑑、保険証を持参）
- ③ ドッグを受け、費用を支払う
- ④ 市役所窓口で助成金の申請（領収書、印鑑、世帯主が持つ口座番号が分かるものが必要）
- ⑤ 指定した口座へ助成金が振り込まれる

治療院

■施術所へ持っていくもの

国民健康保険証、印鑑

■助成割合

施術の7割を助成（残り3割分は施術所で支払ってください）

■助成の限度

1人につき、1日1回、1月に15日が助成の限度です。

国民年金加入（種別変更）の手続きを忘れずに！

保険年金課（内線547）

国民年金の加入者は、職業などに応じて、第1号・第2号・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。これまで厚生年金に加入していた方は、第2号被保険者でしたが、退職に伴い被保険者の種別が変わりますので、国民年金の種別変更届が必要となります。

退職時には、すぐに加入（種別変更）の手続きを行ってください。

■種別

第1号被保険者

自営業・農林漁業・学生・無職等の方

第2号被保険者

サラリーマンなど厚生年金・共济組合に加入している方（同時に国民年金にも加入しています）

第3号被保険者

第2号被保険者の扶養となつている配偶者の方

■主な「種別変更」の事由

○退職して自営業や無職（求職中）になつた方は、第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から第1号被保険者になります。

○退職して第2号被保険者である配偶者に扶養されることになつた

方は、第3号被保険者になります。

○第1号被保険者の方は、月額13,860円（平成18年度）の保険料の納付が必要です。なお、所得の減少や失業等によって保険料の納付が困難な方は、「国民年金保険料免除申請」・「若年者（30歳未満）納付猶予申請」ができます。

※失業の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「離職票」の写しを提出してください。

■問い合わせ

詳しくは、保険年金課又は松山西社会保険事務所（☎92515105）。

第2回

伊予市市民ふれあいのつどい

- 日時 10月1日（日）
（受付）9時30分～
（開会）10時～
- 場所 伊予市市民体育館
（しあさい公園内）
- 主催 伊予市障害者団体連合会
- 問い合わせ 福祉課（内線556）

『いよし健康&福祉まつり』及び 『第2回伊予市社会福祉大会』

■日時 10月8日(日)、10時～15時30分
■場所 ウェルサンピア伊予
(愛媛厚生年金休暇センター)

■主な内容

式典、健康相談、歯科相談、骨密度測定、食生活相談、生命の貯蓄体操の指導、町じまん特産品販売ほか

○式典と記念講演(13時～15時30分)

演題

「笑いで癒す健康」

講師

林家 花丸 さん
(落語家/吉本興業)

定員

400人(先着順)

■問い合わせ

保険年金課(内線545)
伊予市社会福祉協議会(☎983-6224)



平成18年4月1日から新しい介護保険制度がスタートしており、福祉用具貸与にかかる対象品目についても見直されました。

経過的要介護(要支援)及び、要介護1の認定を受けている方に対する福祉用具貸与については、自立支援に効果を上げるため、また利用についても想定しにくい状態であることから、次の品目については原則として介護給付の対象となりません。ただし、平成18年4月1日から9月30日までの期間は、既に福祉用具貸与を受けている方、新規に認定又は更新を受けた方は、

福祉用具貸与の対象外品目について

長寿介護課(内線562)

今までどおり貸与できる経過措置期間となっています。

■介護給付の対象とならない品目
特殊寝台

車いす(電動車いすを含む)

床ずれ防止用具及び体位変換器

認知症老人はいかい感知機器

移動用リフト(吊り具の部分を除く)

※起き上がり、寝返り、歩行、移動等

が困難な方に対しては対象となる

場合もあります。判断については要

介護認定データ等で客観的に決定

します。詳しくはケアマネジャーさんに相談しましょう。

9月21日(木)～30日(土)

秋の全国交通安全運動

— ゆずりあい 愛媛のやさしさ 映す道 —

秋の交通法令講習会のご案内

交通事故防止のため、運転免許を持っている方はぜひ受講しましょう！

■日時 下記のとおり。19時30分～

月	日	場 所	対象地区
9	19日(火)	下灘コミュニティセンター	下灘支部
	20日(水)	ふたみ基幹集落センター	上灘支部
	21日(木)	中山小学校体育館	中山支部
	27日(水)	上野地区公民館	上野支部
10	3日(火)	北山崎小学校体育館	中村支部
	4日(水)	伊予市市民会館	郡中支部
	5日(木)	伊予警察署会議室	全 地 区
	6日(金)	南山崎小学校体育館	大平支部

■問い合わせ

伊予交通安全協会(☎982-0110)

9月議会

傍聴してみませんか！

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

9月市議会定例会の日程

月	日	内 容
9	7(木)	本会議 議案上程、提案理由の説明
	12(火)	①議案質疑、委員会付託 ②陳情委員会付託
	15(金)	一般質問
	19(火)	委員会 各常任委員会(総務委員会)
	20(水)	〃 (民生文教委員会)
	21(木)	〃 (産業建設委員会)
	22(金)	〃
	27(水)	本会議 ①各常任委員長報告(質疑・討論・表決) ②その他 (閉会)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)

「快適なまちづくりは、きれいな水から」
浄化槽設置補助金交付制度を実施しています

下水道課（内線599）

市では、浄化槽を新たに設置する方を対象に、『浄化槽設置補助金交付制度』を実施しています。（設置替えも含む）

■補助対象区域

下水道等（公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽市町村整備推進事業を含む）の整備計画のない区域、また、下水道整備長期計画区域内で整備に相当の期間を要する区域

○八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷、本郡、森、中村、三秋、平岡、鶴崎、双海地区の全域

○下吾川、米湊、上吾川、三島、尾崎、稲荷、市場の一部を除く区域

■補助金額

○5人槽 354,000円

○6～7人槽 411,000円

○8～10人槽 519,000円

■補助を受ける条件

市内に住民登録がある方、又は浄化槽を設置後速やかに住民登録ができる方など、いくつかの条件がありますので、詳しくは下水道課へお問い合わせください。

※浄化槽工事がすでに完了し、保健所へ浄化槽設置完了届が提出されている場合は、補助金申請ができません。

中山地区では、公共下水道、農業集落排水施設整備計画区域以外の方を対象に、浄化槽の本体設置工事からその後の維持管理まで、市が主体となって行う『浄化槽市町村整備推進事業』によって、浄化槽の整備を図っています。

①設置工事費の一部を個人分担金として一戸当り13万円（5人槽～10人槽の場合）を、納めていただきます。

②維持管理費の一部を使用料として、奇数月に2か月分納めていただきます。

③市の委託業者が定期的に、点検管理に伺います。

■分担金のほかにかかる費用（個人負担）

・水道工事費・トイレの改造費

・宅内から浄化槽までの宅内配管工事費

・浄化槽から放流先までの放流管工事費

・標準工事費を超えるときの工事費

・標準工事費に含まれない特殊工事等にかかる工事費

※標準工事費＝国が定める補助対象事業費

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
9	2(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	3(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	9(土)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	10(日)	佐伯工業所	灘 町 983-1244
	16(土)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	17(日)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	18(月)	豊田設備	下吾川 982-6867
	23(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	24(日)	友澤設備	大 平 982-1381
	30(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
10	1(日)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	7(土)	未来設備	尾 崎 983-5282
	8(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	9(月)	岩井水道工業所	大 平 983-3066

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区 (有)升田金物店 ☎967-0067
(有)田中興業 ☎967-0558
(株)中山建設 ☎967-1035
(有)栄電機設備 ☎967-1318
双海地区 藤岡工業(株) ☎986-0350

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(7月末日現在)

	7月	累計	前年比
発 生	26件	139件	-18件
死 者	1人	3人	- 3人
傷 者	36人	186人	-14人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(7月末日現在)

	7月	累 計	前 年 比
侵 入 盗	8 件	43 件	+ 7 件
自 動 車 盗	1 件	2 件	- 1 件
オートバイ盗	0 件	6 件	-11 件
自 転 車 盗	6 件	35 件	-19 件
車上ねらい	4 件	28 件	- 8 件

安全は 一人ひとりの 意識から
安心は 人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
～9月9日は救急の日～

伊予消防署 ☎ 982-0657

「救急の日」は、救急業務及び救急医療に対して住民の理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を救急の日とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」(本年は9月3日～9日)としています。

～一刻を争う救命活動～

呼吸が止まる、心臓が止まる――。これは、人間の生死にかかわる非常に危険な状態です。カーラーの救命曲線(図1)によると、心肺停止状態で応急措置が施されなかった場合、その死亡率は心臓停止後約3分間で約50%、呼吸停止後約10分間で約50%となります。

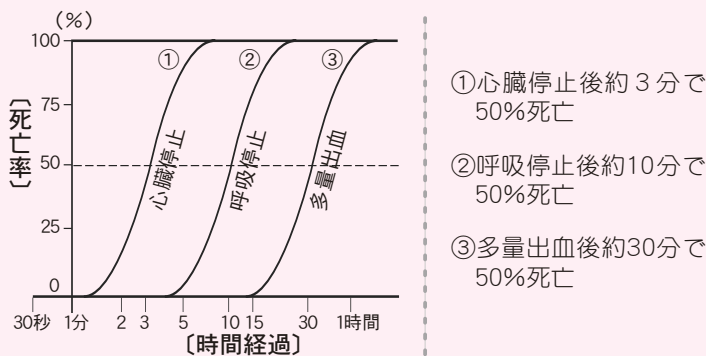
しかし、そのわずかな時間に、1分でも早く、応急措置を行えば、命を救うことができます。

そのためには、その場に居合わせた人(バイスタンダー)が、
①できるだけ早く119番通報する。
②救急車が到着するまでの間に、心肺蘇生法などの応急手当を行う。

駆けつけた救急隊が、

- ③それを引き継ぎ、より高度な救急救命処置を行う。
 - ④医療機関へ搬送する。
- この「救命の連鎖」を途切れなく、できるだけ早くつないでいくことが重要です。
- あなたの行動が救命活動の第一歩です。

図1 カーラーの救命曲線(改変)



『AEDって何?』

救命連鎖で、もっとも早く応急処置を施せるのが「その場に居合わせた人」です。

「その場に居合わせた人」は多くの場合、医療従事者でない一般人であり、これまでは心臓マッサージと人工呼吸による「心肺蘇生法」を行うことしかできませんでした。

しかし、「自動体外式除細動器(AED)」の普及により、医療従事者でない一般人でも、「除細動(電気ショック)」を行うことができるようになりました。

AEDは、心電図波形を自動的に解析し、電気ショックが必要かどうかを判断します。そして電気ショックが必要な場合には、使用者がボタンを押すことによって通電し、電気ショックを行うことができます。

現在、AEDは空港や駅、公共施設など、人が多く集まる場所に設置され始め、一般の人たちによる応急処置に役立てられることが



AED救命講習会の様子

期待されています。消防署では、AEDの救命講習会を開催しております。職場・グループなどで参加してはいかがでしょうか。消防署、各出張所へお問い合わせください。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(7月末日現在)

種別	7月分			累計(1月から)		
火災 件数	本庁	0	0	本庁	7	10
	中山	0		中山	2	
	双海	0		双海	1	
救急出場 件数	本庁	139	182	本庁	811	1,087
	中山	22		中山	133	
	双海	21		双海	143	

火災・救急 → 119	
火災 救急病院	案内 982-5959